

事業許可における記載適正化について

1. 概要

当社加工施設における次回事業変更許可の申請を実施する際に、現行事業許可（平成29年11月1日付け原規規発第.1711011号にて許可）において、事業許可の申請が不要^{※1}とされた、以下の条件に全て合致する施設について、記載を適正化する方向で考えている。

- ① その他加工設備の附属施設。
- ② 5%未満濃縮ウランで1.2kg-U²³⁵未満等を取り扱う、炉規法施行令第41条非該当に相当する施設（取り扱うウラン量はごく少量）
- ③ 当該施設以外の施設によって安全機能を担保できるもの。

今回、①に該当する施設について、②及び③に適合するものがあるか確認した結果を次項に示す。

※1：令和4年6月13日に開催された「ウラン加工事業者との意見交換会」にて議論した結果による。

2. その他加工設備の附属施設に属する施設の確認結果

現行事業許可の「ト.その他加工設備の附属施設の構造及び設備」における、(イ)非常用設備の種類、(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類及び、(ニ)その他の主要な事項に記載された設備について、前項で示した①～③の条件に全て合致するものを確認した結果(添付資料-1参照)、以下の設備が適正化の対象として抽出された。

- ・{907} 不純物分析設備
- ・{906} 同位体分析設備
- ・{908} 物性測定設備
- ・{921},{922},{923} 秤量設備

3. 行政相談事項

今回の確認結果に基づき、以下の取り扱いについて確認したい。

① 事業許可上の記載について

前項で抽出した設備を、次回事業変更許可申請を実施する際に、記載を適正化（削除^{※2}）することで問題ないか。

② 設工認上の記載について

前項で抽出した設備を、次回の設工認申請を実施する際に、記載を適正化（削除）することで問題ないか。

※2：事業許可からの「削除」は新旧対照表で削除箇所を示すのみとする。

現行事業許可に記載されている、その他加工設備の附属施設の設備

安全機能一覧番号	設備の種類	目的	要求される安全機能	確認結果			備考
				①	②	③	
{887},{888},{889}	非常用電源設備 (非常用ディーズル発電機、無停電電源装置)	第1種管理区域の排気設備、放射線監視設備、その他安全機能を有する施設への電源供給	外部電源喪失時における施設内への電源供給	○	—	×	外部電源喪失時における施設内への電源供給が求められているため、当該施設でしか安全機能が担保できない。
{890},{891},{892},{893}	非常用通報設備 (非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備)	事故発生時の周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡	事故発生時の周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡 工場内への放送連絡 工場外との通信連絡	○	—	×	事故発生時の周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡及び工場外との通信連絡の要求があるため、当該施設でしか安全機能が担保できない。
{894},{895}	消火設備(屋外消火栓設備)	初期消火のための設備	初期消火のための設備	○	—	×	初期消火のための設備としての要求があるため、当該施設でしか安全機能が担保できない。
{899},{900},{901}	自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)	火災の早期感知及び警報	火災の早期感知 火災感知時の警報発報	○	—	×	火災の早期感知及び火災感知時の警報発報の要求があるため、当該施設でしか安全機能が担保できない。
{902},{903},{904},{905}	緊急対策設備 (1)(非常用照明、誘導灯、安全避難通路)	設計基準事故時における照明の確保、避難経路の指示、避難通路の確保	設計基準事故時における照明の確保 設計基準事故時における避難経路の指示 設計基準事故時における避難通路の確保	○	—	×	設計基準事故時における照明の確保、避難経路の指示及び避難通路の確保の要求があるため、当該施設でしか安全機能が担保できない。

確認した内容。(該当するものは"○"、しないものには"×"、例外は"△"、対象外は"—"とした。)

① その他加工設備の附属施設に属する設備。

② 5%未満濃縮ウランで1.2kg-U₂₃₅未満等を取り扱う、炉規法施行令第41条非該当に相当する施設(取り扱うウラン量はごく少量)

③ 当該施設以外の施設によって安全機能を担保できるもの。

安全機能一覧番号	設備の種類	目的	要求される安全機能	確認結果			備考
				①	②	③	
{836},{840},{842}, {850},{854},{868}, {872},{885}	緊急対策設備 (2) (防護フェンス、飛散防止用防護ネット)	竜巻襲来時に敷地外からの車両の飛来を防止(防護フェンス) 竜巻襲来時に屋根損傷部から吹き込む風により損傷するおそれがある排気ダクト及び天井ボードが建物外部へ飛散すること を防止(飛散防止用防護ネット)	竜巻襲来時の敷地外からの車両の飛来防止 竜巻襲来時の建物内部から建物外部への飛散防止	○	—	×	F3 竜巻襲来時の敷地外からの車両の飛来防止及び建物内部から建物外部への飛散防止の要求があるため、当該施設でしか安全機能が担保できない。
{834},{838},{845}, {848},{852},{856}, {859},{866},{870}, {874}	緊急対策設備 (3) (堰(内部溢水止水用))	第1種管理区域外への溢水漏えい防止	第1種管理区域外への溢水漏えい防止	○	—	×	第1種管理区域外への溢水漏えい防止の要求があるため、当該施設でしか安全機能が担保できない。
{907}	不純物分析設備 ※1	核燃料物質の検査設備	サンプルの保持	○	○	○	核燃料物質の閉じ込めは、検査対象であるサンプルが担っているため安全機能としてサンプルの保持が求められているが、取り扱いウラン量が微量であるため、万が一サンプルが落下して内容物が飛散したとしても、建物(分光分析室及び分析室全体)の閉じ込め機能により、一般公衆への影響は許可評価以下(設計基準事故評価以下)である。また、保安規定に基づき、作業者は防護マスクを携行し、事象発生時には直ちに装着するため、内部被ばくのおそれはない。よって、当該施設以外の施設によって安全機能を担保できると考える。

確認した内容。(該当するものは“○”、しないものは“×”、例外は“△”、対象外は“—”とした。)

① その他加工設備の附属施設に属する設備。

② 5%未満濃縮ウランで1.2kg-U²³⁵未満等を取り扱う、炉規法施行令第41条非該当に相当する施設(取り扱うウラン量はごく少量)

③ 当該施設以外の施設によって安全機能を担保できるもの。

安全機能一覧番号	設備の種類	目的	要求される安全機能	確認結果			備考
				①	②	③	
{906}	同位体分析設備	核燃料物質の検査設備	サンプルの保持	○	○	○	核燃料物質の閉じ込めは、検査対象であるサンプルが担っているため安全機能としてサンプルの保持が求められているが、取り扱いウラン量が微量であるため、万が一サンプルが落下して内容物が飛散したとしても、建物（分光分析室及び分析室全体）の閉じ込め機能により、一般公衆への影響は許可評価以下（設計基準事故評価以下）である。また、保安規定に基づき、作業者は防護マスクを携行し、事象発生時には直ちに装着するため、内部被ばくのおそれはない。よって、当該施設以外の施設によって安全機能を担保できると考える。
{908}	物性測定設備	核燃料物質の検査設備	サンプルの保持	○	○	○	核燃料物質の閉じ込めは、検査対象であるサンプルが担っているため安全機能としてサンプルの保持が求められているが、取り扱いウラン量が微量であるため、万が一サンプルが落下して内容物が飛散したとしても、建物（分光分析室及び分析室全体）の閉じ込め機能により、一般公衆への影響は許可評価以下（設計基準事故評価以下）である。また、保安規定に基づき、作業者は防護マスクを携行し、事象発生時には直ちに装着するため、内部被ばくのおそれはない。よって、当該施設以外の施設によって安全機能を担保できると考える。

確認した内容。(該当するものは“○”、しないものには“×”、例外は“△”、対象外は“-”とした。)

① その他加工設備の附属施設に属する設備。

② 5%未満濃縮ウランで1.2kg-U²³⁵未満等を取り扱う、伊規法施行令第41条非該当に相当する施設（取り扱いウラン量はごく少量）

③ 当該施設以外の施設によって安全機能を担保できるもの。

安全機能一覧番号	設備の種類	目的	要求される安全機能	確認結果			備考
				①	②	③	
{921},{922},{923}	秤量設備	核燃料物質の計量設備	積載制限 質量制限	○	○	○	要求される積載制限、質量制限は保安規定に基づく人的管理により担保される。なお、本設備は保安規定に基づき年1回校正される。
{819},{826}	ドラム缶ウラン 量測定装置	核燃料物質の計量設備	落下防止	△ ※2	○	×	放射性固体廃棄物を内包する容器（ドラム缶）を維持するため、安全機能として落下防止を求められているが、核燃料物質の計量設備としての安全機能要求はない。ただし、主たる使用目的は、ドラム缶を保管する過程で放射性固体廃棄物のウラン量を測定する「保管廃棄設備」であるため、当該施設は事業許可における削除の対象とできない。
{910}	窒素供給設備	水素取扱設備において、水素供給が停止した場合に空気が流入による爆発を防止するため、水素供給停止に連動して窒素供給を行うこと	炉内爆発防止用窒素供給	○	—	×	水素を取り扱うロータリーキルンや連続焼結炉における、炉内爆発防止用窒素供給のための窒素供給設備であるため、当該施設でしか安全機能が担保できない。
{886}	空シリンダ置場	空 UF ₆ シリンダを保管する	従業員の外部被ばく管理	○	×	×	空シリンダ置場は、従業員の外部被ばく管理上、第2種管理区域に設定する場所そのものであり、他の建物・構築物、設備・機器で代替できない。

確認した内容。(該当するものは“○”、しないものは“×”、例外は“△”、対象外は“—”とした。)

- ① その他加工設備の附属施設に属する設備。
- ② 5%未満濃縮ウランで 1.2kg-U²³⁵ 未満等を取り扱う、炉規法施行令第41条非該当に相当する施設（取り扱うウラン量はごく少量）
- ③ 当該施設以外の施設によって安全機能を担保できるもの。

※1：{907}不純物分析設備の付帯設備である{909}試料回収ボックスは、分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを集約し工場棟領域の立体角法評価をしているため、削除しないこととする。

※2：ドラム缶ウラン量測定装置は、ドラム缶を保管する過程で使用する機器であり、またドラム缶中のウラン量を測定する機器でもあるという2面性を有するため、事業許可では「保管廃棄設備」及び「核燃料物質の計量設備」の2ヶ所に記載している。